



平成19年3月16日

各 位

上場会社名 株式会社アシックス  
代表者名 代表取締役社長 和田 清美  
上場取引所 東京・大阪市場第一部  
コード番号 7936  
問合せ先 専務取締役管理統括部長  
兼研究部門担当 爲定 涼次  
TEL (078) 303 - 2213

### 訴訟の提起に関するお知らせ

当社および当社米国販売子会社アシックスアメリカコーポレーションは、米国連邦地方裁判所カリフォルニア中央地方裁判所において、下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 訴訟の原因および提起に至った経緯

当社およびアシックスアメリカコーポレーションは、当社オニツカタイガーシューズ(ULTIMATE 81)と紛らわしいデザインを有するシューズを製造販売していた米国企業の Skechers U.S.A., Inc. (以下、Skechers 社といいます。)に対し、商標侵害、不正競争、商標希釈等を根拠とする民事訴訟を、2007年1月26日付けで米国連邦地方裁判所カリフォルニア中央地方裁判所に提起しました。この訴訟に対し、同社から、取引物誹毀、不正競争等を根拠に、非侵害の宣言判決と代理人費用および懲罰的罰金として1億米ドル以上の支払いを求める民事訴訟が提起されたものであります。

#### 2. 訴訟の内容

- (1) 訴訟の内容 非侵害の宣言および損害賠償請求訴訟  
(2) 訴訟が提起された日 2007年2月26日(訴状送達未了)  
(3) 訴訟を提起した者  
名 称 Skechers U.S.A., Inc.  
所 在 地 米国カリフォルニア州  
(4) 被告  
当社およびアシックスアメリカコーポレーション

#### 3. 今後の見通し

当社およびアシックスアメリカコーポレーションは、Skechers 社が全体的外観からみて実質的に同一のシューズを製造販売したものであり、我々の強いブランドイメージを保護するため、同社に対して前記訴訟を提起したものであります。これに対して、一般Skechers 社が提起した訴訟は、当社およびアシックスアメリカコーポレーションがSkechers 社に対して不正競争、取引物誹毀等を行っているので排除せよという主張であり、いずれも誤った事実認識と算定根拠の不明瞭な損害賠償請求であって当社等がその支払義務を負う理由はないと判断しております。

当社およびアシックスアメリカコーポレーションは、裁判において当社等の正当性を主張して争っていく方針であります。

以上